

●飯田市利用者負担（保育料）徴収基準について

- ・保育短時間・保育標準時間・教育標準時間の利用料（月額）は以下の表のとおりです。これらの時間を超えて利用する場合は、別途延長保育料が必要となります。
- ・利用者負担額は父・母の市町村民税所得割額、お子さんの年齢、認定区分、保育利用時間に応じて算定されます。ただし、両親以外の同居家族が入所児童またはその父母・兄弟姉妹を税法上の扶養としている場合、「両親の市民税額＋その家族の市民税額」によって決定されます。
- ・年齢は平成 29 年 4 月 1 日現在を基準とします。年度途中に誕生日が来ても年齢区分は変わりません。
- ・4 月～8 月は平成 28 年度の税額、9 月～3 月は平成 29 年度の税額で利用者負担の算定が行われます。4 月及び 9 月の利用者負担決定（切り替え）時に利用者負担決定通知書が発行されます。

○保育認定（2 号・3 号認定）

階層	定 義	利用者負担					
		1 ヶ月の徴収金基準額					
	世帯の階層区分	2 号認定（4 歳以上児）		2 号認定（3 歳児）		3 号認定（3 歳未満児）	
時 間	保育標準時間	保育短時間	保育標準時間	保育短時間	保育標準時間	保育短時間	
1	生活保護世帯	0	0	0	0	0	0
2	市町村民税 非課税世帯	6,000 (3,000)	3,000 (1,500)	6,000 (3,000)	3,200 (1,600)	9,000 (4,500)	6,000 (3,000)
3	所得割課税額 48,600 円未満	15,900 (7,950)	10,400 (5,200)	16,200 (8,100)	10,700 (5,350)	19,400 (9,700)	13,400 (6,700)
4	所得割課税額 72,800 円未満	23,500 (11,750)	18,000 (9,000)	23,900 (11,950)	18,400 (9,200)	26,700 (13,350)	20,700 (10,350)
5	所得割課税額 97,000 円未満	26,500 (13,250)	21,000 (10,500)	27,000 (13,500)	21,500 (10,750)	29,500 (14,750)	23,500 (11,750)
6	所得割課税額 133,000 円未満	29,200 (14,600)	23,700 (11,850)	30,100 (15,050)	24,600 (12,300)	33,200 (16,600)	27,200 (13,600)
7	所得割課税額 169,000 円未満	31,300 (15,650)	25,800 (12,900)	32,800 (16,400)	27,300 (13,650)	37,100 (18,550)	31,100 (15,550)
8	所得割課税額 235,000 円未満	31,700 (15,850)	26,200 (13,100)	34,100 (17,050)	28,600 (14,300)	43,000 (21,500)	37,000 (18,500)
9	所得割課税額 301,000 円未満	32,100 (16,050)	26,600 (13,300)	35,500 (17,750)	30,000 (15,000)	48,900 (24,450)	42,900 (21,450)
10	所得割課税額 397,000 円未満	32,300 (16,150)	26,800 (13,400)	36,200 (18,100)	30,700 (15,350)	59,000 (29,500)	53,000 (26,500)
11	所得割課税額 397,000 円以上	34,200 (17,100)	28,700 (14,350)	38,200 (19,100)	32,700 (16,350)	65,200 (32,600)	59,200 (29,600)

下段の（ ）内は同時入所・多子軽減で半額となった金額

※備考

1. 18 歳未満の兄・姉から数えて 3 人目以降のお子さんが入所している場合、3 人目は 50%軽減、4 人目は 70%軽減、5 人目以降は無料となります。
2. 2 人以上のきょうだいと同時に保育所・幼稚園・認定こども園・障害児通所施設等に入所している場合、年齢の大きなお子さんから数えて 2 人目は 50%軽減、3 人目以降は無料となります。市民税所得割額 57,700 円未満の世帯については、上の兄弟から数えて 2 人目は 50%軽減、3 人目以降は無料となります（兄弟の年齢制限なし）。
3. 母子（父子）世帯及び障害者のいる世帯については、2 階層の場合は無料、3 階層の場合は 1,000 円減免後半額となります。市民税所得割額 77,101 円未満の母子・障害世帯については、上の兄弟から数えて 1 人目は 50%軽減、2 人目以降は無料となります（兄弟の年齢制限なし）。

○教育標準時間認定（1号認定）

階層区分	定 義	利用者負担
	世帯の階層区分	1号認定
	時 間	教育標準時間
1階層	生活保護世帯	0
2階層	市町村民税非課税世帯 (所得割非課税世帯含む)	3,000 (1,500)
3階層	市町村民税所得割課税額 77,100 円以下	16,100 (8,050)
4階層	市町村民税所得割課税額 211,200 円以下	20,500 (10,250)
5階層	市町村民税所得割課税額 211,201 円以上	25,700 (12,850)

下段の（ ）内は半額となった金額

※備考

1. 1号認定では、入園児の同一世帯の年少～小学校3年までの最年長のお子さんから順に2人目は50%軽減、3人目以降は無料となります。市民税所得割額77,101円未満の世帯については、上の兄弟から数えて2人目は50%軽減、3人目以降は無料となります（兄弟の年齢制限なし）。
2. 母子（父子）世帯および障害者のいる世帯については、2号・3号認定と同じく、2階層の場合は無料、3階層の場合は1,000円減免後半額になります。市民税所得割額77,101円未満の母子・障害世帯については、上の兄弟から数えて1人目は50%軽減、2人目以降は無料となります（兄弟の年齢制限なし）。

※利用者負担基準額表は平成28年度のもので、来年度以降変更される可能性がありますのでご了承ください。